

別添3

先進的事業支援特例交付金の交付基準単価

(1) 介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
創 設	1,300千円	転換床数	介護療養型医療施設転換整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
改 築	1,600千円	転換床数	
改 修	650千円	転換床数	

(2) 先進的事業整備計画に基づく事業

1 区 分	2 交付基準単価	3 単位	4 対象経費
特別養護老人ホームのユニット化改修事業及び介護療養型医療施設の転換に伴うユニット化改修事業			先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。） ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金及び適当と認められる購入費等を含む。
「個室→ユニット化」改修	500千円	整備床数	
「多床室→ユニット化」改修	1,000千円	整備床数	
緊急ショートステイの整備事業	1,000千円	整備床数	
都市型福祉老人ホーム整備事業	1,500千円	整備床数	
施設内保育施設整備事業	10,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数	
市町村提案事業	30,000千円の範囲内で厚生労働大臣の認めた額	施設数	
既存小規模福祉施設におけるスプリンクラー等整備事業			先進的事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）
1,000㎡以上の平屋の場合	17千円	対象施設ごと1㎡あたり	
275㎡以上、1,000㎡未満の場合	9千円	対象施設ごと1㎡あたり	
スプリンクラー設備の設置義務のないものの場合（認知症高齢者グループホームに限る）	9千円	対象施設ごと1㎡あたり	
自動火災報知設備を整備する場合（認知症高齢者グループホームに限る）	1,000千円	対象施設ごと	
消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合（認知症高齢者グループホームに限る）	300千円	対象施設ごと	